

<中地先生の意見案に関する簡単説明>

*GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）とは、化学品の危険有害性ごとの分類基準で、世界的に統一したルールとして、化学品の分類や表示に使用されています。業務用洗剤の裏にある、あのマークの元になっている取り決めになります。

■意見部分の簡単説明（参考）

1. 対象物質の検討を実際に始める時には、最新のGHS分類を使ってほしい。
2. GHS分類に限定しないで、予防原則の立場から先行していると言われる、「REACH規制（欧州連合EUでの化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則）」で有害性の懸念される「内分泌かく乱作用（環境ホルモン作用）」も、規制対象に加えるべきである。
3. 家庭用品規制法でGHS分類を基にするなら、家庭用品にもGHSマークの表示を義務付けるべきである。
4. 製品中の化学物質の曝露状況を調査する際の情報源の入手方法を明らかにするべきである。
5. 全成分表示がされていない製品の場合、含有する化学物質の情報の入手方法を明らかにすべきである。
6. 海外からの情報の入手方法を具体的に明らかにすべきである。
7. 業務用又はニッチな製品の定義を明記すべきである。
8. 「業務用又はニッチな製品」の定義が明らかでない上に、家庭用品として頻繁に使用される場合もありうるとすると、家庭用品の0.1の影響とするのが妥当かどうか検討し直した方がいい。
9. 対象GHS物質が3283あるのに、3年で1物質、2～3物質を同時に調べていくという進行具合では遅すぎるので、早く進めて欲しい。
10. 進捗状況を管理する委員会を設けて、市民の代表も加えるべきである。

※実際にパブコメを提出する際には、「該当箇所、意見内容、理由」をセットにして書いてください。使いやすい表現があれば、参考に活用していただくと幸いです。

カナリア・ネットワーク全国 世話人